

## 連結法人間合併、分割型分割等の場合の調整額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	
----------------------------	--------	-----	--

前期の連結法人間合併による加算調整額の計算							
被合併法人名	合併の日	最後事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調整額		
			1		2	$(2) \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$	3
	平 . .	平 . .	月		円	円	
	平 . .	平 . .					
前期の連結法人間合併による加算調整額 ((3)の合計)	4						
当期の連結法人間合併による加算調整額の計算							
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調整額		
			5		6	$(6) \times \frac{\text{合併の日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}}$	7
	平 . .	平 . .	月		円	円	
	平 . .	平 . .					
当期の連結法人間合併による加算調整額 ((7)の合計)	8						
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算							
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調整額		
			9		10	$(10) \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$	11
	平 . .	平 . .	月		円	円	
	平 . .	平 . .					
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 ((11)の合計)	12						
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算							
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調整額		
			13		14	$(14) \times \frac{\text{合併の日から当期開始の日以後6月日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}}$	15
	平 . .	平 . .	月		円	円	
	平 . .	平 . .					
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 ((15)の合計)	16						
前期の分割型分割による加算調整額の計算							
分割法人名	分割の日	分割前事業年度	左の月数	確定法人税額	調整額		
			17		18	$(18) \times \frac{\text{前期の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$	19
	平 . .	平 . .	月		円	円	
	平 . .	平 . .					
前期の分割型分割による加算調整額 ((19)の合計)	20						
当期の分割型分割による減算調整額の計算							
分割法人名	分割の日	分割前事業年度	分割前事業年度又は前連結事業年度		確定法人税額又は連結法人税額個別帰属支払額	調整額	
			21	22		$(23) \times (21) \text{の月数}$	24
	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	円	円	
	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .			
当期の分割型分割による減算調整額 ((24)の合計)	25						

## 別表十八の二付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第4項若しくは第6項（連結中間申告）又は令第155条の47第1項（第1号、第2号ロ、ハ若しくはホ又は第3号ロに係る部分に限ります。）（連結中間納付額の調整）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄は、当該連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。
- 3 「被合併法人の確定法人税額等」の各欄は、法第81条の19第4項の規定による読替後の法第71条第2項各号（中間申告）に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。